

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年総務省第八号） 新旧対照条文

目次

○ 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号） 1

改正案	現行
<p>第十六条の二 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式は、別記のとおりとする。</p> <p>第十七条 地方自治法第二百五十二条の十七の四第五項の再々審査請求については、<u>行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）</u>第一条から第四条までの規定を準用する。</p> <p>第十七条の二 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十一第一号に規定する総務省令で定める職は、会計検査院において会計検査に関する行政事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する会計検査に関する行政事務を担当する専門的な職とする。</p>	<p>（略）</p> <p>第十七条 削除</p> <p>（略）</p>